

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月31日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消しを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成15年4月13日、A会社B店に雇用され、その後、同社C店で就労し、平成21年7月1日、フランチャイズ化に伴いD所在のE会社（以下「会社」という。）に雇用され、引き続き会社C店（以下「事業場」という。）において、商品の製造・販売業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成24年5月20日頃、上記業務に従事していたところ、腰部に違和感を覚え、同年5月31日、F医療機関に受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、同年7月13日、腰痛が悪化したため、同医療機関に受診し、同日、G医療機関に転医入院し、同月19日、H医療機関に転医入院し、同月24日、ヘルニア切除術を行い、同年12月17日受診時には軽快していたが、その後、疼痛増強を訴え、平成25年12月19日、同医療機関にてL4/5後方椎体間固定術（以下「2回目の手術」という。）を行った。請求人は、平成26年4月11日にI医療機関に受診したところ、「うつ病」と診断され、同年にJ医療機関を受診したところ、「持続性気分障害」と診断された。請求人によれば、2回目の手術後、車椅子生活となり、これが原因で将来に対する不安から精神的不調が出現したという。

なお、監督署長は、「腰椎椎間板ヘルニア」については業務上疾病と認定し、平成28年3月31日の治癒（症状固定）後、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認定している。

- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療

養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月7日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書に説示するとおり、平成25年12月19日以降から数日間後に、ICD-10診断ガイドラインの「F34.0 持続性気分障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

（2）精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書に記載の認定基準のとおりである。

（3）請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、平成25年12月19日の2回目の手術後、約4か月半の入院を余儀なくされ、さらに車椅子生活となり、これが原因で将来に対する不安が生じ、精神的不調が出現したことを主張している。

この出来事は、認定基準の具体的出来事「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみるのが相当であり、その心理

的負荷の強度について、以下検討する。

ア 病気やケガの程度について

請求人は、2回目の手術は、個々の患者の個体差、合併症もあり得ること、同手術後に4か月以上入院したこと等からすれば、認定基準の具体的出来事である「重度の病気やケガをした」に当たるとして、業務起因性を肯定すべきであると主張している。

この点、請求人の2回目の手術後の状態について、K医師は、平成29年6月16日付け意見書において「平成25年4月18日、疼痛増強訴えあるもADLは悪化なし。2回目の手術の翌日の時点では運動障害の悪化もなく疼痛も軽度改善、その後徐々に疼痛増強するも点滴などで改善していた。12月23日頃から、右下垂足が術前に比べて少し悪化。その後の検査で血腫を認めるものの筋力徐々に改善しているため経過観察。疼痛もピーク時の半分程度となり、歩行器歩行可能。」と述べており、L医師は、平成29年9月20日付け意見書において「L4/5椎間板は開大しており、アライメントは良好。MRIでは、L4/5除圧は良好である。画像所見からは、両下肢の症状及び状態については判断できない。」と述べている。

この点、両医師の意見は画像所見等を踏まえたものであることから、妥当であり、2回目の手術後の疼痛の原因は明らかではない。また、L医師が平成29年10月18日付け意見書で述べるとおり、2回目の手術後の入院期間は医学的に通常2週間から4週間程度と考えられるところ、一件記録を精査するも、請求人が通常に比べて長い入院期間を必要とした理由を示す資料はなく、M医師が平成30年1月15日付け意見書で述べるとおり4か月以上入院したことについては医学的合理性がないものと考えられる。

イ 後遺障害の程度について

監督署長作成の後遺障害認定資料一式をみると、請求人に発症した腰椎椎間板ヘルニアは、平成28年3月31日をもって治癒（症状固定）し、同年6月8日に障害等級10級と認定されていることから、請求人に残存する障害の程度は、労災年金を支給する程度には至らず、社会復帰が困難な状態とは認められない。

ウ 上記ア及びイに照らし、この出来事の心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、「中」と認められる。

- (4) 以上より、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、心理的負荷の強度が「中」のものが1つであることから、全体評価も「中」となる。
- (5) 業務以外の心理的負荷や個体側要因については、特に評価すべき要因は認められない。
- (6) したがって、被災者に係る業務による心理的負荷の全体評価は「中」であることから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということはいできない。
- (7) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月13日